

News from Hatsutani Chizue

Hatsutani Chizue : A member of Mobera City Assembly

タウン・ミィーティングが開催されます！

“地域福祉計画に伴う基礎調査”

H19・2～H19・3の期間

各中学校区の7ヵ所にて



9月議会の一般質問の様子

千葉県の地域福祉支援計画は、民間主導で企画運営を行うタウン・ミーティングを9回、ミニタウン・ミーティングを32回開催し、延べ1万人近くの県民が計画づくりに参加し、平成16年3月に策定されました。

私は平成15年9月議会以来、本市においても県の支援計画の策定を参考に、地域福祉計画の策定を要望しておりました所、今年度、地域福祉計画の策定に伴う基礎調査が実施される事となりました。

千葉県内の56市町村における地域福祉計画の策定は未だ、11市という少ない状況で、こういった中、社会福祉法第107条の規定は、市町村の地域福祉計画の策定を法的に義務づけるものではありませんが、この度、茂原市が地域福祉計画を策定するという選択をし、今年度、策定に向けて基礎調査を行うに至り、私は大変嬉しく思っております。

基礎調査の500万円という予算は（財団法人）地域社会振興財団が実施する「長寿社会づくりソフト事業費交付金交付事業」の交付金を活用したものです。この財政難の中、500万円というお金は大変貴重です。是非、基礎調査のため無駄のない形で有効に使用して頂きたいと思います。

尚、タウンミィーティングは平成19年2月から3月の期間、中学校区単位の7ヵ所で実施する予定となっており、その結果を踏まえ、今年度（18年度）中に計画骨子案の最終調整まで実施し、平成19年度には計画の完成を目指しています。

茂原市では計画策定する過程でタウン・ミィーティングを開催する事は初めてで、また計画策定に当たってタウン・ミィーティングを成功させる事は大変重要です。

昨今、タウン・ミィーティングでの、やらせ質問等が問題にされていますが、今回のタウン・ミィーティングは市民が主導で開催し、さまざまな層の広く一般の方たちの生の声を聞くというスタンスで開催して欲しいと思っています。

是非、皆様も近くのタウン・ミィーティングにご参加下さい。

はつたに ちづえ

特集:平成18年9月議会から

平成18年第3回定例会（9月7日から22日までの会期16日間）において私が行った一般質問を取り上げます。

● 学童保育について

Q - ① 文部科学省と厚生労働省は来年度19年度より全ての公立小学校に放課後に児童を預かる「放課後子ども教室」を設ける方針を決めた。今後、既存の学童保育をどうするのか利用者や利用していない人達・学校関係者・地域の声などを十分に聞いた上で判断をするべきと思うが、現時点、茂原市は「学童保育」をどのような方向で位置付けていく考えか伺う。

A - ① 今のところは内容が明確に示されていないので、今後、その状況等、十分把握しながら学童保育の方向付けについて関係機関と緊密な連絡を取って対応をしていく考え。

Q - ② 来年度予算の概算予算要求の中に子ども達の放課後の環境づくりの方向性などを話し合う放課後対策事業の「運営委員会」の設置に関する補助金も盛り込まれている。「運営委員会」設置の補助金は市町村に1つの設置となっているが、任意で小学校区に協議の場として「運営委員会」を設置する必要がでてくるのではないか？

A - ② 県から頂いている「放課後こども教室設置案」によると小学校区にコーディネーターを設置して、学校や関係機関・団体との連携調整を行う事となっている。

小学校ごとに実情が異なると思うのでコーディネーターを中心として協議の場として運営委員会の設置は検討に値すると考える。

● 小域福祉フォーラムの設置について

Q 県の支援計画の中には市町村に期待される役割として、小域福祉圏に地域住民が主体となった小域福祉フォーラムの設置を支援することが盛り込まれている。東金市における県の助成制度の活用も参考に、小域福祉フォーラムを設置して地域のネットワークの声が市の施策に反映されるような仕組みづくりを是非、行って欲しく思うが見解を伺う。

A 現在、市内にある各地区社会福祉協議会の中で、最も活発に活動いただいている地区社会福祉協議会を小域福祉フォーラムの拠点モデルとして、県の助成制度の活用も視野に入れ、社会福祉協議会との連携を図りながら設置に向けて努力する。

● 準要保護児童・生徒への就学援助について

Q 準要保護児童・生徒への就学援助の現行の受給基準は、生活保護基準の1.3倍以下であるが、昨年、平成17年度より国庫補助金が一般財源化されると共に、該当者が増加傾向にあり財政状況にも影響される中、今後、受給の基準の見直しや制度の改正は考えているのか伺う。

A 受給基準の倍率は本市を初め県内の多くの市が1.3倍と決めている。本制度は就学困難な児童生徒のためのものである趣旨から、現行の基準及び制度を是非、堅持して行きたい。

はつたにちづえ公式サイトのお知らせ

はつたにちづえの公式ホームページを平成13年8月に開設しました。

「ちづえだより」で伝えきれない情報はこちらに掲載しています。

アドレスは <http://www.chizue.jp/> です。この他、ヤフー検索エンジンで「はつたに」と入力して探すことができます。

